

## 有料道路の現行制度から考えられる今後の維持管理の財源について

	無料開放	維持管理有料道路	料金徴収期間延長	プール制による料金徴収期間延長																																
制度の概要	<p>料金収入により道路の建設に要した借入金と出資金を返還した時点、あるいは、国の許可の料金徴収期間満了時点で、無料開放となり、道路は県に移管する。以後は県管理道路として管理する。料金徴収期間満了時に債務が残っている場合は、県が債務の弁済を肩代わりしたり、出資金を放棄したりすることになる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県の債務処理負担</td><td>資産の所有者</td><td>道路事業の運営者</td><td>維持管理費用財源</td></tr> <tr> <td>不要</td><td>県</td><td>県</td><td>県の道路予算</td></tr> </table>	県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源	不要	県	県	県の道路予算	<p>料金を徴収している有料道路が、一定の要件に適合する場合に限って、許可を受けた料金徴収期間の経過後においても、料金を徴収することができる制度である。具体的な要件として、次の二点に該当していることを要する。</p> <p>①「道路の維持または修繕に関する工事に特に多額の費用を要する」こと。</p> <p>②「当該道路の道路管理者が当該道路の維持または修繕に関する工事を行うことが著しく困難または不適当である」こと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県の債務処理負担</td><td>資産の所有者</td><td>道路事業の運営者</td><td>維持管理費用財源</td></tr> <tr> <td>不要</td><td>道路公社</td><td>道路公社</td><td>通行料金</td></tr> </table>	県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源	不要	道路公社	道路公社	通行料金	<p>道路を新設または改築することを決定し、事業変更の同意議決を得た上で国に事業変更の申請を行い、国が法に適合すると認めた場合に許可を受けて、料金徴収期間を延長することができる。</p> <p>管理区間の延伸、道路の拡幅やバイパスの新設、道路の機能向上を目的とする補強工事などの新たな道路整備を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県の債務処理負担</td><td>資産の所有者</td><td>道路事業の運営者</td><td>維持管理費用財源</td></tr> <tr> <td>不要</td><td>道路公社</td><td>道路公社</td><td>通行料金</td></tr> </table>	県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源	不要	道路公社	道路公社	通行料金	<p>関連する複数の道路について一体として料金徴収を行うプール制は、道路整備特別措置法第11条に定められ、「通行者または利用者が相当程度共通であるか、相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められる」とときに適用できる制度である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県の債務処理負担</td><td>資産の所有者</td><td>道路事業の運営者</td><td>維持管理費用財源</td></tr> <tr> <td>不要</td><td>道路公社</td><td>道路公社</td><td>通行料金</td></tr> </table>	県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源	不要	道路公社	道路公社	通行料金
県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源																																	
不要	県	県	県の道路予算																																	
県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源																																	
不要	道路公社	道路公社	通行料金																																	
県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源																																	
不要	道路公社	道路公社	通行料金																																	
県の債務処理負担	資産の所有者	道路事業の運営者	維持管理費用財源																																	
不要	道路公社	道路公社	通行料金																																	
根拠法律	<p>根拠法律は、道路整備特別措置法第14条である。「地方道路公社は、第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法…の規定にかかるわらず、第22条第2項の規定により公告する工事完了日の翌日から第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。」</p> <p>◎無料開放を実施する根拠として以下の場合が想定される。</p> <p>〈近江大橋有料道路〉 ・料金徴収期間の満了(H25.12.25)</p> <p>〈琵琶湖大橋有料道路〉 ・料金徴収期間の満了(H33.9.27) ・近江大橋の無料化後、公社の損失補填引当金による無料化</p>	<p>根拠法律は、道路整備特別措置法第15条である。「地方道路公社は、第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるとき限り、国土交通大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行って、料金を徴収することができる。」</p> <p>同法施行令第6条において、道路の維持、修繕等に要する費用の範囲が定められている。(6項目) ※右記第7条の9項目のうち1、7、8が範囲外 利用者負担は維持管理費相当のみとなり、料金は低減する。</p> <p>◎「特に多額の費用」は他の同種類の道路の維持又は修繕に関する工事費用より大きい場合を言い、「著しく困難又は不適当」とは、技術的・財政的ないしは社会的な面から、当該道路管理者が管理することが、著しく困難又は不適当であることを言う。 (道路の構造又は施設等が特殊で、その管理に高度な技術や費用を要する。)</p> <p>H23.12.9「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」厳しい財政事情の下で道路の維持管理や更新の費用捻出のため、現在の有料制度を維持することを求める内容 ・維持管理は償還後も利用者負担での対応が基本 ・更新費用は償還期間延長、償還対象経費見直し等</p>	<p>根拠法律は、道路整備特別措置法第10条である。「地方道路公社は、一般国道、都道府県道又は市町村道について、道路法第12条…の規定又は…の規定に基づき成立した協議による管理の方法の定めにかかるわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。」</p> <p>同法施行令第7条において、道路の新設、改築、維持、修繕等に要する費用の範囲が定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新設又は改築に要する費用及び事務取扱費</li> <li>2 維持及び修繕に要する費用並びに事務取扱費</li> <li>3 災害復旧に要する費用及び事務取扱費</li> <li>4 法第17条に定める地方道路公社による道路管理者の権限の代行に要する費用及び事務取扱費</li> <li>5 道路法の規定により行う管理及び調査に要する費用並びに事務取扱費</li> <li>6 料金、割増金等の徴収に要する費用及び事務取扱費</li> <li>7 国土交通省令で定める損失補填引当金に充てるために要する費用</li> <li>8 会社管理高速道路および有料道路管理者の管理する道路を引き受けるために要する費用</li> <li>9 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金の利息の支払に要する費用</li> </ol> <p>◎これまでの維持管理の状況や詳細点検の結果等から、現時点では延長しなければならないような状況にない。</p>	<p>根拠法律は、道路整備特別措置法第11条である。「地方道路公社は、前条第1項の許可(前条第4項の許可を含む。以下同じ。)を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。</li> <li>2 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。」</li> </ol> <p>密接関連性の判断基準</p> <p>(a)「通行者又は利用者が相当程度共通であること」 ①物理的に連結している場合又は②いずれか一方の道路の通行者又は利用者の概ね1/2以上が合併採算の対象となる他の道路を通行又は利用している場合</p> <p>(b)「相互に代替性があること」 いずれか一方の道路を通行止め又は無料開放することとすれば、概ね1/2以上が転換する関係がある場合</p> <p>◎数年前に国とも協議済みで、近江大橋と琵琶湖大橋は相互に代替関係にあるとは言えず、また現在の両大橋の経営状況からすれば、プール制の適用は不可能である。</p>																																
維持管理費用の負担	無料開放により、全管理区間の維持管理費用は、県の道路予算から捻出する。	受益者と料金負担者の関係が明確な橋梁部の維持管理費用は、徴収する料金によって賄うが、取付道路部の維持管理費用は県の道路予算から捻出する。	全管理区間の維持管理費用は、徴収する料金によって賄う。	全管理区間の維持管理費用は、徴収する料金によって賄う。																																

## 有料道路の現行制度から考えられる今後の維持管理の財源について

項目	説明のポイント
無料開放	<p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金収入により道路の建設に要した借入金と出資金を返還した時点、あるいは国の許可の料金徴収期間満了時点で無料開放する。</li> <li>無料開放後、道路は県管理となる。</li> <li>無料開放時の債務等は県が負担することになるが、当公社は<b>不要</b>。</li> </ul> <p>根拠法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備特別措置法第14条</li> <li>道路公社が、料金徴収期間の満了日まで、維持、修繕等を行う。</li> <li>近江大橋の料金徴収期間満了(H25. 12. 25)</li> <li>琵琶湖大橋の料金徴収期間満了(H33. 9. 27)</li> <li>近江大橋の無料化後、損失補填引当金による琵琶湖大橋の無料化。</li> </ul> <p>維持管理費用の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の道路予算から捻出する。【税負担】</li> </ul>
維持管理有料道路	<p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金を徴収している道路について、法に定める要件に適合する場合には国の許可を受けて、料金徴収期間の経過後も有料管理を継続できる。</li> <li>道路の新設または改築に要した費用は、料金徴収の対象とならないため、適用時の債務は県が負担することになるが、当公社は<b>不要</b>。</li> </ul> <p>根拠法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備特別措置法第15条           <ul style="list-style-type: none"> <li>①道路の維持または修繕に関する工事に<u>特に多額の費用</u>を要すること。</li> <li>②当該道路の道路管理者が、当該道路の維持または修繕に関する工事を行うことが<u>著しく困難または不適当</u>であること。</li> </ul> </li> <li>「特に多額の費用」は、他の同種類の道路の維持または修繕に関する工事費用より大きい場合を言い、「著しく困難または不適当」とは、技術的・財政的ないしは社会的な面から、道路管理者が管理することが、著しく困難または不適当であることを言う。</li> <li>利用者負担は維持管理費相当のみとなり、料金は低減する。</li> </ul> <p>※H23. 12. 9 「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の有料制度を維持することを求める内容</li> <li>維持管理は償還後も利用者負担での対応が基本</li> <li>更新費用は償還期間延長、償還対象経費見直し等の検討が必要</li> </ul> <p>維持管理費用の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益者と料金負担者の関係が明確な橋梁部は、料金によって賄う。【利用者負担】</li> <li>取付道路部は、県の道路予算から捻出する。【税負担】</li> </ul>

項目	説明のポイント
料金徴収期間延長	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路を新設または改築することを決定し、議会の同意議決を得た上で国に事業変更の申請を行い、国から許可を受けて料金徴収期間を延長することができる。</li> <li>管理区間の延伸、道路の拡幅やバイパスの新設、道路の機能向上を目的とする補強工事などの新たな道路整備を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備特別措置法第10条</li> <li>これまでの維持管理の状況や詳細点検の結果等から、現時点では延長しなければならないような状況にない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金によって賄う。【利用者負担】</li> </ul>
プール制による料金徴収期間延長	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金を徴収している二以上の道路について、法に定める要件に適合する場合には国の許可を受けて、一の道路として料金を徴収することができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備特別措置法第11条           <ul style="list-style-type: none"> <li>①通行者または利用者が相当程度共通であり、または相互に代替関係にあること。</li> <li>②料金の徴収を一体として行うことが、適当であると認められる特別の事情があること。</li> </ul> </li> <li>物理的に連結していること、または利用者の概ね1/2以上が相互に利用していることが必要で、発着地を同じとする利用者に選択的に利用されていなければならない。</li> <li>両大橋の適用は不可能。</li> </ul>
維持管理費用の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金によって賄う。【利用者負担】</li> </ul>